

SSP選手・指導者佐賀定着支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じて、スポーツ分野の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立する「SAGAスポーツピラミッド構想」（以下、「SSP構想」という。）の重点3分野の1つである「アスリート・指導者の佐賀定着」に向けて、佐賀県選手として活躍する人材・佐賀県選手を育成する指導者（ふるさと選手は除く。）を雇用する企業・団体（国または地方公共団体は除く。以下、「企業・団体」という。）に対して、定着支援金（以下、「支援金」という。）を交付することにより、SSP構想の推進を図ることを目的とする。

(支援金の交付対象の要件)

- 第2条 支援金の交付対象者は、SSP構想に沿って選手及び指導者を応援する志を持ち、佐賀県内の本社・事業所等で選手・指導者を雇用する企業・団体とする。
- 2 前項に定める選手・指導者は、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たす者であること。
- (1) 世界大会に出場する選手又は出場が見込める選手であること。
 - (2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会で上位の成績（入賞等）が見込める選手又は各種全国大会で8位以内、もしくは同等以上の成績又は活躍が有力視される選手であること。
 - (3) 上記に掲げる選手を育成する志を持ち、人格識見ともに優れた指導者であること、又は指導者となることが見込まれること。

(支援金の交付対象期間)

- 第3条 別表2、別表3及び別表4に定める支援金の交付対象期間は、支援金支給の根拠となる選手・指導者の最初の雇用開始日から起算して5年を経過した日の前月末までとする。なお、令和6年7月22日一部改正後の要綱により対象となった選手・指導者から適用とする。ただし、令和6年7月22日一部改正前の要綱に基づき交付対象となった選手・指導者については、別表1に定める期間までとする。
- 2 同一企業・団体と同一選手・指導者間で契約更新、再契約又は再雇用を行う場合、支援金の交付対象期間は、当該選手・指導者の最初の雇用開始日から通算することとする（当該企業・団体からの離職期間は含まない。）。

(支援金の額)

- 第4条 支援金の額は、当該企業・団体（以下、「企業等」という。）と選手・指導者の間で定めた勤務時間に対し、別表2に定める割合の練習時間確保率に応じた額とする。ただし、支援金支給の根拠となる選手が、佐賀県からSSPトップアスリートに認定された選手である場合は、別表3に定める割合の練習時間確保率に応じた額とする。なお、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）強化指定選手に認定されている等の理由により、企業等に勤務することができない場合は、併せて、別表4に定める支援金の額を支給する。また、佐賀県からSSPトップアスリート（県が定める「SSPトップアスリート報償金実施要領」に基づき報償費を請求する場合を除く。）又はSSPライジングアスリートWに認定された選手である場合は、併せて、別

表5に定める特別支援金の額を支給する。

- 2 令和元年度以前に雇用された選手が、佐賀県からSSPトップアスリート（県が定める「SSPトップアスリート報償金実施要領」に基づき報償費を請求する場合を除く。）又はSSPライジングアスリートWに認定された場合は、別表5に定める特別支援金の額のみ支給する。
- 3 年度途中から雇用する場合及び年度途中で退職した場合は、別表2、別表3、別表4及び別表5に定める交付額に月割りで算定した額を支援金の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 年度途中で、支援金の交付対象期間が終了する場合又は選手・指導者として引退するなど競技・指導を行わなくなった場合は、別表2、別表3及び別表4に定める交付額に月割りで算定した額を支援金の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。
- 5 資本金3億円以上または常時雇用労働者数300人以上の営利法人は、別表2、別表3及び別表4に定める交付額に3分の2を乗じることとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。
- 6 別表5に定める特別支援金は、企業等と特別支援金支給の根拠となる選手で協議したうえ、当該選手に直接交付することができる。

（交付の申請）

- 第5条 企業等は、前条に定める支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号の1による交付申請書を公益財団法人佐賀県スポーツ協会会長（以下、「会長」という。）あてに提出しなければならない。ただし、特別支援金支給の根拠となる選手が前条第6項に定める別表5の交付を受けようとするときは、様式第1号の2による交付申請書を会長あてに提出しなければならない。
- 2 前項の提出期限は毎年度9月末、11月末又は2月末の3回とし、それぞれ、4月1日、9月1日、12月1日を交付申請に係る対象期間の始期とする。ただし、交付対象期間が4月末から9月末の間に終了する場合は、その終了する日の15日前まで、10月末以降に交付対象期間が終了する場合は、9月末までを提出期限とする。

（交付の決定）

- 第6条 会長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、提出された事業計画書について、SSP基金管理委員会が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、様式第2号の1又は様式第2号の2の決定通知書により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

（交付の増額承認申請）

- 第7条 交付決定を受けた企業等は、別表2、別表3及び別表4に定める支援金の額を増額するときは、増額承認申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の提出期限は、増額が生じた日から起算して2週間以内又は2月末のいずれかの早い日とする。

（支援金の交付）

- 第8条 支援金交付請求書は、様式第4号の1又は様式第4号の2のとおりとし、全額概算払いとする。

- 2 会長は、前項の請求があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において支援金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第9条 支援金の交付を受けた企業等は、支援金支給の根拠となる選手及び指導者が退職した場合、選手・指導者として引退するなど競技・指導を行わなくなった場合、交付対象期間が終了した場合又は年度終了後、様式第5号の1により実績報告書を提出することとする。また、第4条第6項に定める別表5の交付を受けた選手は、退職した場合、選手として引退するなど競技を行わなくなった場合又は年度終了後、様式第5号の2により実績報告書を提出することとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、前項の事由が生じた日から起算して1ヶ月を経過した日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 実績報告において、確定交付金額が既交付額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。

(交付の取消し等)

第10条 会長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の全部及び一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、交付対象者の支援金交付の決定を受けたとき。
 - (2) 第2条に掲げる対象要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支援金又は特別支援金の交付対象者がこの要綱に定める事項を履行しないとき。
- 2 会長は、交付対象者の構成員等が次の各号に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 3 会長は、前2項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年度分から適用する。
- 2 令和2年6月17日一部改正、令和2年4月1日適用。
- 3 令和2年12月9日一部改正、令和2年4月1日適用。
- 4 令和3年2月10日一部改正、令和3年4月1日施行。ただし、令和2年度申請分は、改正前の要綱を適用する。
- 5 令和3年6月22日一部改正、令和3年4月1日適用。

- 6 令和4年7月7日一部改正、令和4年4月1日適用。
- 7 令和6年4月8日一部改正、令和6年4月1日適用。
- 8 令和6年7月22日一部改正、令和6年4月1日適用。
- 9 令和7年8月7日一部改正、令和7年4月1日適用。
- 10 令和7年12月16日一部改正、令和7年4月1日適用。
- 11 令和8年8月5日一部改正、令和8年4月1日適用。

別表 1（第 3 条関係）

対象となる選手・指導者の雇用開始日	支援金の支給対象期間
令和 4 年（2022 年）3 月 31 日以前	令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降 令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前	令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで
令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日以前	令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

別表 2（第 4 条、第 7 条関係）

対象事業	練習時間確保率	支援金額
SSP 選手・指導者佐賀定着 支援事業	① 75%以上～100%	1,000 千円／年
	② 40%以上～75%未満	810 千円／年
	③ 25%以上～40%未満	540 千円／年
	④ 25%未満	200 千円／年

別表 3（第 4 条、第 7 条関係）

対象事業	練習時間確保率	支援金額
SSP 選手・指導者佐賀定着 支援事業	⑤ 75%以上～100%	2,000 千円／年
	⑥ 40%以上～75%未満	1,620 千円／年
	⑦ 25%以上～40%未満	540 千円／年
	⑧ 25%未満	200 千円／年

別表 4（第 4 条、第 7 条関係）

要件	支援金額
JOC 強化指定選手に認定されている等の理由により、企業等に勤務することができない選手	500 千円／年

別表 5（第 4 条、第 7 条関係）

区分	特別支援金額
SSP トップアスリート	1,500 千円／年
SSP ライジングアスリート W	1,000 千円／年